



大詰め近づく高齢者医療改革

政権交代により全面見直しが始まった高齢者医療制度は、09年11月以来12回の「高齢者医療制度改革会議」を重ね、本年12月20日の会議で最終まとめとすべく審議中である。

退職者連合は委員として参画している阿部事務局長を中心に確認された要求を実現すべく、各地域公聴会を含めて取り組みを進めてきた。

主な要求と到達点は次のとおりである。

- ① 職域保険と地域保険は当面分立 ◀実現
- ② 年齢で区分した保険制度でなく、全年齢が上記のどちらかに加入 ◀実現
- ③ 65歳以上の高齢者医療費勘定を設けて、現在の前期高齢者財政調整方式を75歳以上まで拡大 ◀高齢者医療費勘定は75歳以上で設定、現行の「前期納付金・後期支援金」の財政構造は維持、高齢者人口比率増に伴う保険料増加は現行制度を改めて抑制
- ④ 職域保険の支援金計算は総報酬割とする（定額から率への切り替え＝応能負担） ◀実現
- ⑤ 国保の保険者は広域化して都道府県とする ◀都道府県規模に広域化する方向は確認、第一段階では75歳以上の都道府県単位を維持し第二段階で全年齢の広域化を図る……保険者を都道府県とするか他の形態とするか・市町村との役割分担は今後の調整課題
- ⑥ 財源の中心は保険料とし、必要な引き上げを図る。税は低所得者の保険料減免・患者一部負担の軽減・高齢者医療費勘定・国保の制度維持に集中 ◀今後の課題
- ⑦ 65歳以上の患者一部負担は所得にかかわらず 1 割に ◀現役並み所得者の 3 割は維持、70～74歳の患者負担割合（現行制度本則は 2 割、経過措置として 1 割）について新たに70歳に達した者から順次本則の 2 割に引き上げ

現行制度は多くの利害関係者と長い議論経過をもつ制度であることから、まとめつつある方向は一気に私たちの要求を満たす抜本改革とはいえない。しかし、一部のメディアや政党が主張するように検討を無かったことにして現行制度を固定化することは認めがたい。

向きは変わろうとしている。歩幅と速さを大きくするために引き続き取り組む必要がある。

第 39 回 総会 開催

自治退は11月11日、長浜市で第39回総会を開催した。

新規加入 7 単会の特別代議員を含む約500人の代議員・傍聴者が参加し、諸報告・議案の全てが承認・決定された。

来賓として出席したえさきたかし参議院議員は7月の参議院選挙での支援に感謝すると共に、今後の議員としての取り組みに対する決意を述べ参加者の激励の拍手を受けた。

今総会は役員改選期にあたり、役員選考委員会の報告が承認され、新会長には福田利久前副会長が選任された。眞柄栄吉前会長は顧問に就任した。

総会の概要記事は2011年 1 月 4 日号の機関紙「じちろう」に掲載する。



●●● 税と社会保障の検討組織 ●●●

政府と民主党は税と社会保障についての検討組織を相次いで発足・起動させている。税制については消費税検討を先送りしていることから次年度に向けた検討が中心となるが、税・社会保障とも専門家委員会・有識者会議などは中長期的な検討課題を示しつつある。これらの検討状況に留意しながら私たちの要求実現に取り組む必要がある。

《政府》

政府与党社会保障改革検討本部 10・28発足

本部長：菅 直 人 総理大臣
事務局長：峰 崎 直 樹 内閣官房参与

* 社会保障改革に関する有識者検討会 座長：宮本太郎（12月に基本原則を提言する準備中）

政府税調 10・6 今年度実質再開

会長：野 田 佳 彦・財務大臣
会長代行：片 山 善 博・総務大臣
玄 葉 光一郎・民主党政調会長
海江田 万 里・経済財政担当相

* 専門家委員会 委員長：神野直彦（6月に「議論の中間的な整理」公表）

《民主党》

税と社会保障の抜本改革調査会 10・13発足

会長：藤 井 裕 久
週 2 回開催 年内にまとめ

税制改正 P T

座 長：中 野 寛 成
11年度税制改正にむけて党の立場で検討中

* 党方針としては2007年12月26日の民主党税制改革大綱がある

自治退がおすすめする
けが/賠償責任/携行品損害を補償

安心総合共済

ただいま新規募集中です！

2011年3月20日午後4時より補償開始（保険期間 1 年間）

- ☐ 年齢制限なし会員なら誰でも加入できます
- ☐ 個人型、夫婦型より契約タイプを選択
- ☐ ケガ通院でも 1 日目からも補償
- ☐ ケガと賠償責任と自宅外の携行品を補償
- ☐ 2 月末日まで受け付けています
- ☐ 加入方法⇒郵便局またはゆうちょ銀行より振込み

詳細については各退職者会もしくは取扱代理店「自治退サービス」
03-3239-5880までお問い合わせください

「安心総合共済」は、東京海上日動火災保険株式会社のフルガード保険特約付帯普通傷害・家族傷害保険、動産総合保険（携行品一式特約付帯）のペットネームです。ご加入にあたっては必ずパンフレット、重要事項説明書をご覧ください。

所得税の「老年者控除」と「公的年金控除」復元を

かつての制度

年金に対する所得税等について、2004年の制度改悪までは次の二つの控除があった。

- ① 老年者控除：所得税では50万円、地方税では48万円を所得から控除する制度で所得が1,000万円以下の65歳以上の者に適用。
- ② 公的年金控除：年金から一定額（年金収入の額に応じて算出される額＝定額・定率・最低保障つき）を控除する制度で、特に65歳以上は高い控除額。

2004年3月制度変更

しかし、2004年に当時の自公政権は、現役に比して高齢者の優遇が大きすぎるという理屈で控除制度を改悪した。

この結果所得税は05年1月から（06年の確定申告時から）、住民税は06年1月より廃止・削減された控除が施行された（詳細は別図参照）。

＊老年者控除：廃止

＊公的年金控除：最低保障額 140万円→120万円
定額控除 100万円→50万円 など

問題点

私たちは当時次の点を指摘してこれに反対したが、自公政権は改悪を強行した。

- ① 現役に比して優遇というが、年金はもともと生活保障原理で給付上限が抑えられている仕組みである。受給者は年金を唯一の生活基盤としている者が大半であり、従来の控除はその水準を保障するための制度である。控除削減・廃止でその水準を割り込むことは認めがたい。
- ② 国保・介護保険料など多くの社会保険料は現在、税額連動となっている。この措置は税額増に加えて、保険料増をもたらしている。

＊当時の運動・国会での追及の結果、坂口厚生労働大臣も保険料の論理に照らして「収入が変わらないのに（他の所得形態の者は変わらない中で）年金所得者のみが保険料引き上げになる」ことは問題ありと表明せざるを得ず、数年間にわたり保険料の激変緩和措置がとられた。

動向・主張

- ① 制度施行後、退職者連合を中心に年金受給者の声を結集した運動の結果、民主党は2009年7月に発表した総選挙マニフェストで「19. 年金受給者の税負担を軽減する。＜政策目的＞年金受給者

の負担を軽減し、高齢者の生活の安定を図る。＜具体策＞公的年金控除の最低保障額を140万円に戻す。老年者控除50万円を復活する。＜所要額＞2,400億円程度」と記し選挙に臨んだ。私たちはこれを歓迎し投票の判断基準のひとつとした。

- ② 政権交代後、退職者連合はこの課題を最重点要求に位置づけ、新政権及び与党との間で実現に向けて要請を反復している。2009年秋の政府税調の議論に期待したが、討論では「次年度に検討する配偶者控除問題とあわせて検討すべきではないか」という問題意識が示されたにとどまり、最終的にまとめられた「税制改革大綱」では言及がなかった。
- ③ 退職者連合は2010年参院選マニフェストに再び明記するよう民主党要請を続けたが、これには盛り込まれず、総選挙時の対応と一貫性を欠くことになった。
- ④ 現在2010年政府税調の議論が開始されており、各省庁要望事項の処理のあと、「平成22年税制改革大綱・各主要課題の改革の方向性（今年の検討への送り状）」に関する議論に入る。この中には「所得控除から税額控除・給付つき税額控除・手当てへ」の項があるが、年金からの控除課題は明示されていない。ただ、税額連動の国保料・保育料等医療福祉制度に関する負担に影響が出ることに對しては負担基準の見直し・経過措置の導入などに言及している。
- ⑤ また、昨年以来税調では扶養控除が論じられており、今年は配偶者控除が検討課題とされている。配偶者控除自体のあり方は検討すべきだと思われるが、万が一にも年金関連控除復元要求が実現しないまま廃止が決定されることがあれば、年金受給者にはさらなる負担の積み重ねになり決して認めることはできない。
- ⑥ 民主党の税制に対する基本的考え方は、「所得控除から税額控除・給付つき税額控除・手当てへ」であり、これ自体は望ましい方向と考えられる。これにてらせば総選挙マニフェストは所得控除の拡大（復元）という方向の違うテーマが同居していたともいえる。しかし、少なくとも市民が投票判断基準としたマニフェスト記載事項は履行し、その後にあるべき税制改革を体系的に提案すべきである。

私たちは政府・民主党に対して総選挙マニフェストの重みを認識すべきことを主張し続ける。復元要求実現にむけて精一杯の努力をして結果を見守りたい。

公的年金に係わる課税の仕組みと改定の比較

	<旧制度>	<改 定>
公的年金等控除	年金収入に対して	
	1. 定額控除 (65歳未満) 100万円 50万円	50万円
	2. 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5%	
老年者控除	最低保障額 (65歳未満) 140万円 70万円	120万円
	50万円 (個人住民税48万円) (65歳以上で合計所得が1,000万円以下の者)	廃止 以上の措置は、所得税は05年1月(06年の確定申告時から) 住民税は06年1月より施行
その他の所得控除	基礎控除 38万円 (個人住民税33万円)	
	配偶者控除 38万円 (個人住民税33万円)	
	老人控除対象配偶者 (70歳以上) 48万円 (個人住民税48万円)	
	配偶者特別控除 38万円 (個人住民税33万円)	一部廃止 以上の措置は、所得税は04年1月(05年の確定申告時から) 住民税は05年1月より施行 (配偶者の合計所得38万円～76万円の者は存続)
	社会保険料控除等	